

別表（第2条第1項）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱（3条以下の電線を支持するもの）	1本につき1年	660円
	第2種電柱（4条又は5条の電線を支持するもの）		1,000円
	第3種電柱（6条以上の電線を支持するもの）		1,300円
	第1種電話柱（3条以下の電線を支持するもの）		590円
	第2種電話柱（4条又は5条の電線を支持するもの）		950円
	第3種電話柱（6条以上の電線を支持するもの）		1,300円
	その他の柱類		59円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	750円
その他のもの	占用面積1平方メー	1,100	

		トルにつき1年	円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	25円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		350円
	外径1.0メートル以上のもの		710円

備考

- 1 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 2 1年未満の占用期間に係る占用料は月割計算とし、1月未満の占用料は1月として計算する。
- 3 占用料の額が1件100円未満のときは、100円とする。
- 4 この別表に定めのない占用物件については、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。